10月１日

稲美町における暴力団の排除の推進に関する条例が施行されます

条例の目的

「稲美町における暴力団の排除の推進に関する条例」は、町から暴力団による不当な影響の排除を推進し、安全で安心な住民生活の確保に資することを目的としています。その内容は暴力団排除の推進に関する基本理念を定め、町・住民・事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めています。

基本理念

「暴力団の排除」の基本理念
- 「暴力団を恐れないこと」
- 「暴力団に対して利益の供与をしないこと」
- 「暴力団を利用しないこと」
- 「暴力団の事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止すること」

町・住民・事業者が連携と協力のもと、社会全体として推進する。

稲美町における暴力団の排除の推進に関する条例の主な内容

町の役割

町は住民及び事業者の協力を得るとともに、県や関係機関と連携を図りながら、暴力団排除に関する施策を実施します。

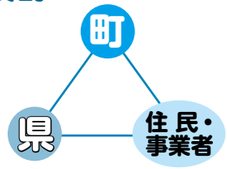

住民等の役割

住民及び事業者は、町が実施する暴力団排除に関する施策に共に取り組むよう努めます。

町の事務・事業における措置

町の事務・事業において、暴力団を利することのないよう、暴力団、暴力団員や暴力団と密接な関係にある者を、契約の相手方にしないなど必要な措置を講じます。

青少年に対する教育

県や関係機関等と連携を図りながら、暴力団による犯罪その他の行為から青少年を守るための教育、啓発等に取り組みます。

相談窓口

○暴力団についての相談
- 兵庫県警察本部暴力団対策課「暴力１１０番ヤクザゼロ」（０１２０）２０－８９３０（ヤクザゼロ）
  ※24時間体制で相談を受け付けています。（フリーダイヤル）
- 加古川警察署　暴力団対策担当係（０７９）４２７－０１１０
- （公財）暴力団追放兵庫県民センター　加古川暴力相談所（０７９）４２７－８９３０
  ※ 相談受付時間：午前10時から午後４時（土・日・祝日及び年末年始を除く）

○企業対象暴力についての相談
- 兵庫県警察本部暴力団対策課「企業ホットライン」（０７８）３４１－５３５１
  加古川警察署　暴力団対策担当係（０７９）４２７－０１１０

※お急ぎの場合は「１１０番」へご連絡ください。
※警察に対して、暴力団に関する情報の提供をお願いいたします。
※暴力団追放兵庫県民センターでは、警察のOB等専門の相談員が暴力団に関するご相談に無料で応じます。相談内容に応じて警察との連携や弁護士相談を実施し、関係者の紛争解決や保護を図ります。

こうへいくん

まもりちゃん

町内から路線バスを無くさないために

平成23年１月、兵庫県内のある町から路線バスが無くなりました。理由は、利用者の減少によりバス会社が町内の路線バスを全面廃止したためです。

仮に明日から町内の路線バスが無くなったとしても、車を運転できる人にとっては、すぐに影響はないかもしれません。しかし、将来車を運転できなくなったらどうでしょう。また、バスが無くなれば、日ごろバスを利用している高齢者や駅まで通勤・通学でバスに乗っている人は、たちまち困ってしまいます。

また、町にとっても路線バスが無くなると、町独自でバスを走らせなければならなくなり、多額の費用が必要となります。

すでに町内で路線バスの「負の連鎖」が始まっています

利用者数が20年間で半減

稲美町を通るバス路線において昭和63年には平日１日あたり2,045人だったバスの利用者数が、平成23年には1,025人となり、約20年で半減しています。

さらに今後も減少が続くと予想されます。

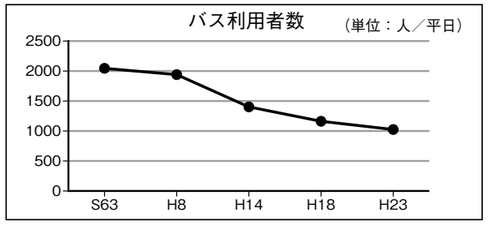

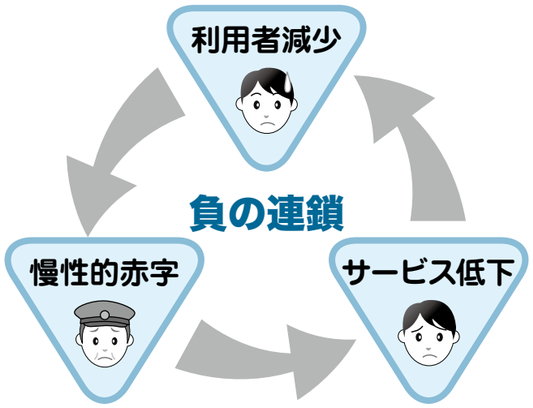

利用者が減少し赤字が増加

今、町内のすべてのバス路線が赤字路線となっています。町もバス会社に年間1,000万円以上の補助金を交付しながらバス路線の維持・確保に努めていますが、バス会社も赤字分のすべてを補てんされている訳ではなく、大変厳しい状況となっています。

路線等が減少しサービスが低下

バス会社においても、経営上の理由から、利用の少ない地域の路線の廃止やダイヤの削減を実施せざるをえません。

町内の路線廃止の状況
- 平成15年～　母里・西神中央駅方面休止
- 平成21年～　母里・三木営業所方面休止

「負の連鎖」を断ち切り、公共交通を守っていくために

住民、交通事業者、関係機関が互いに連携し、お互いにできることを実行することで、「負の連鎖」を断ち切り、町の公共交通が守られます。

◇第１回稲美町地域公共交通会議を開催しました。

とき　８月30日（木）14：00～16：00

内容　町内の公共交通の現状について

※詳しい内容は、町ホームページをご覧ください。

稲美町イメージキャラクター「いなっち」